

茨城県自動体外式除細動器（AED）設置施設登録制度実施要項

（目的）

第1条 本県における心肺停止患者の救命率を向上するため、自動体外式除細動器（AED）（Automated External Defibrillators）（以下「AED」という。）設置施設の拡大を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 この事業は、前条に規定する目的に賛同し、設置のAEDを誰でも使うことができる茨城県内の施設を対象とする。

（登録要件）

第3条 AED設置施設の登録に当たっては、以下の項目を全て充足しなければならない。

- （1）AEDが動作可能な常態となっていること
- （2）AEDが容易に分かる位置に設置してあること
- （3）AEDの所有者の許可がなくても使用可能であること
- （4）AEDが医療機器として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の承認を得ていること
- （5）原則として、AHA（American Heart Association）、消防本部、日本赤十字社またはこれらに準ずる団体のいずれかが行う心肺蘇生講習会を受講していること。

（登録）

第4条 施設等の管理者は、県のホームページから必要事項を直接入力するか、又は、茨城県自動体外式除細動器（AED）設置施設登録申請書（様式第1号）を作成のうえ、医療政策課長あて申請を行うものとする。

（登録内容の変更）

第5条 施設等の管理者は、登録内容に変更がある場合、茨城県自動体外式除細動器（AED）設置施設登録内容変更報告書（様式第2号）を作成のうえ、医療政策課長あて申請を行うものとする。

（公表）

第6条 県は、登録施設の名称・所在地等をホームページ等で適宜公表し、県民への周知を図るものとする。

（消防本部への情報提供）

第7条 県は、登録施設の名称・所在地等の情報を消防本部へ提供し、消防が実施する救助活動に活用するものとする。

（登録の取り消し）

第8条 登録の取り消しを希望する施設等の管理者は、茨城県自動体外式除細動器（AED）設置登録取消書（様式第3号）を作成し、医療政策課長あて提出するものとする。

(使用されたときのデータの検証)

第9条 AEDが使用されたとき、施設等の管理者は、茨城県自動体外式除細動器（AED）設置施設登録制度使用状況報告書（様式第4号）（以下「報告書」という。）に使用されたデータを添付のうえ医療政策課長あて提出するものとする。

2 前項による提出を受けた医療政策課長は、管轄の地区メディカルコントロール協議会へ報告書とAEDのデータを提出するものとする。

3 提出を受けた地区メディカルコントロール協議会は、病院前救護体制の充実のため事後検証に努めるものとする。

(講習会への参加)

第10条 施設等の管理者は、施設の職員が積極的に心肺蘇生講習会を受講できるよう努めるものとする。

(その他)

第11条 施設等の管理者は、本制度の主旨を踏まえ、適切な運用に努めるものとする。

(付則)

この要項は、平成18年12月27日より適用する。

(付則)

この要項は、平成22年4月1日より適用する。

(付則)

この要項は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

(付則)

この要項は、平成30年4月1日から適用する。

(付則)

この要項は、令和2年10月26日から適用する。